

脱出支援ガイドブック

ひきこもっている人たちに、
まずはあなたができること

この笑えないまちに、本当の笑いを。



はじめに

大阪府では、「ひきこもり青少年ゼロ・プロジェクト」として、予防としての不登校対応から、ひきこもりの発見、見守り・誘導、相談、社会参加・自立支援にいたるまでの一貫した取組みを、市町村や民間団体と協力・協働しながら実施していくこととし、そのために府内の全市町村において関係機関による支援体制(地域支援ネットワーク)の構築を進めているところです。

ひきこもりの状態や背景は個々の事例ごとにさまざまですが、周囲には隠しておきたいとの気持ちや、本人と家族との関係悪化を心配することなどから、相談・支援機関の支援が得られずに孤立化し、その状態が長期化・深刻化する傾向があると考えられます。加えて、過去の支援がうまくいかなかったことや、経済的負担の問題から支援を受けることを諦めるなど、本人や家族が自らの意思で相談のため支援機関を訪問することが難しい状態におかれていることも考えられます。

このため、住民に最も身近な地域社会を基盤として活動している民生委員・児童委員の皆様による情報提供活動を通じて、適切な相談支援機関へ誘導していただくことや、他機関と連携した見守り活動を行っていただくことが、早期の支援に向けて極めて重要な役割を果たすと考えられます。

民生委員・児童委員の皆様には、日頃の活動を通じて、ひきこもっている本人や家族に気付かれた場合に、本ガイドブックのご活用をお願い申し上げますとともに、引き続き、ひきこもり青少年の支援の取り組みへのご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本ガイドブックの策定にあたりまして、ご協力を賜りました大阪府民生委員児童委員協議会連合会をはじめ、関係機関の皆様にご心からお礼申し上げます。

大阪府政策企画部青少年・地域安全室青少年課





CHECK 1
ちよつとその前に。

02-05

ひきこもりの理解と現状



CHECK 2
ちよつとその前に。

06-11

民生委員・児童委員の
みなさんへ期待すること



CHECK 3
ちよつとその前に。

12-20

相談支援機関



CHECK 1 ひきこもりの理解と現状

ちょっとその前に。

基礎知識を把握

支援を行う前に、まずはひきこもりについての正しい理解と現状を把握することが最重要です。十分に知識が備わっていないと、活動において誤った判断や行動をしてしまう場合があります。ここでひきこもりについての知識をしっかりと身につけましょう。

ひきこもりとは

「さまざまな要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外の生活の場が長期にわたって失われている状態」をいいます。自宅中での活動範囲が狭まる、家族との交流を避けて自室にひきこもる、といったこともめずらしくありません。そのため、「ひきこもり」は「怠け」や「反抗」のように受け取られがちです。しかし、そうではありません。その背景はさまざまです。

また、ひきこもりは、病気とは限りません。しかし、背景に精神疾患が隠れており医療の助けが必要な場合もあります。一人ひとりの状態を慎重に評価することが必要です。

さまざまな要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念である。なお、ひきこもりは原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神病性の現象とするが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低いことに留意すべきである。

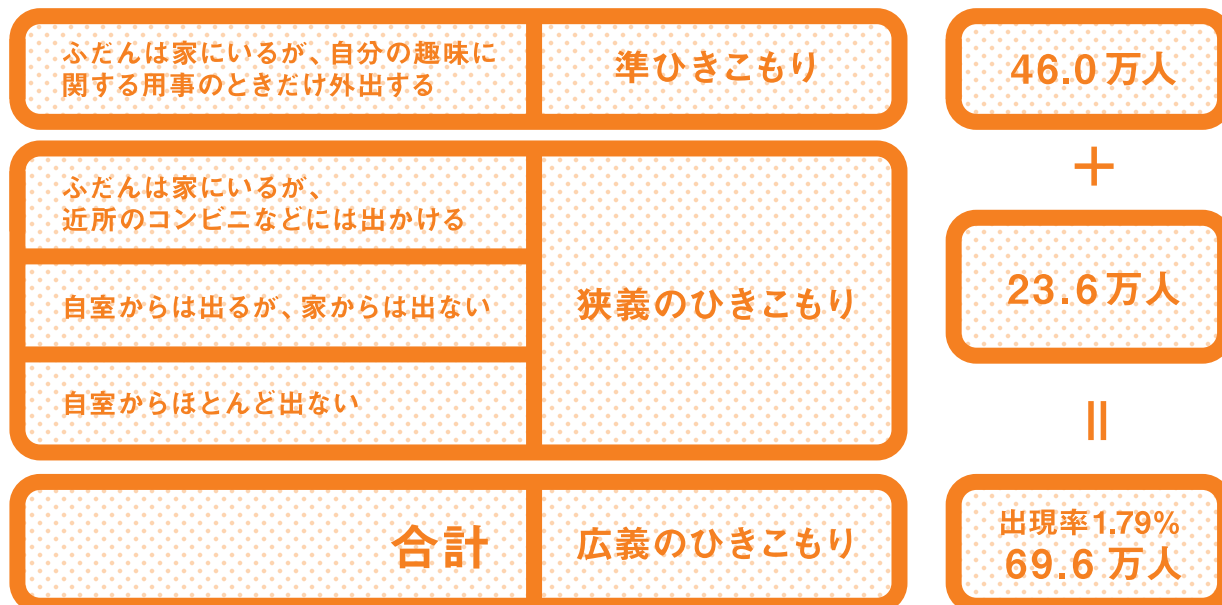
厚生労働科学研究「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」より



ひきこもり群の推計数

全国におけるひきこもり群の推計数

15～39歳人口
3,880万人のうち



※ 内閣府 平成22年2月「若者の意識に対する調査(ひきこもりに対する実態調査)」より 平成22年7月公表

この出現率を大阪府に当てはめると、「広義のひきこもり」数は約5万人

【参考/大阪府の若者の人口】

平成22年の国勢調査では、大阪府人口は886万5,245人です。このうち、若者(15～39歳)の人口は271万1,262人で、総人口の30.6%を占めています。

※ 平成22年 国勢調査より

ひきこもり支援の必要性

本来、人は成長に合わせて社会参加を行い、仕事や友人関係を築き、社会生活を行うものですが、ひきこもりの状態にある思春期・青年期の若者は、家族以外の者とコミュニケーションを取っていない場合が多く、何らかの困難を抱えて就学や就業を行うことができていません。ひきこもりの状態は本人が自ら選択したケースではなく、不登校や就労の失敗などをきっかけとしてもたらされたものであり、回復までに数年から十数年を要する青少年期における問題の一つだと捉えられます。

現在、ひきこもり支援においては、発見・相談から社会的自立にいたるまで、個人を一貫して支援していく仕組みがありません。特に中学卒業後や高校・大学を中退すると、支援を受けるためのつながりや機関が減少するなど、社会的資源が不足している状態です。さらに、相談支援機関につながっていない潜在化したひきこもりの若者については、その状態や背景などが把握できておらず、大きな課題となっています。

ひきこもり青少年を支援対象とする理由

1. 再チャレンジを支える仕組み

ひきこもりが長期化すると、年齢相応の社会経験を積む機会を失います。仮に、社会経験を積む機会を見つけたとしても、同世代の既に社会経験を積んでいる人々と一緒に進むことは容易ではありません。当事者の再チャレンジを支える仕組みと支援者が必要です。

2. 家庭の機能不全の回復

ひきこもっている子どもと親、特に母親との間で、過保護や過干渉を伴う共生的な関係が生まれやすいという事例も多く見られますが、そうなると、青年期の子どもを社会に送り出す橋渡しの機能を、家族が発揮できなくなりがちです。ひきこもりに必然的に伴うこうした家族の機能不全が、さらにひきこもりの長期化を招くという悪循環を形成してしまいます。このような機能不全に陥った家庭を支援することも重要です。

3. 社会負担の軽減

ひきこもり青少年をこのまま放置すれば、本人や家族が長期間苦しむことにとどまらず、将来的には生活保護費などの公的扶助が増大する恐れもあります。本人や家族だけの問題ではなく社会問題として捉える必要があり、社会負担の軽減のためにも、できるだけ早期に支援を着手する必要があります。

ポイント

- ひきこもり推計数は全国で約70万人
- 内閣府(子ども・若者育成支援推進法所管)が調査した1.79%の出現率を大阪府にあてはめると、府内のひきこもり青少年数(「広義のひきこもり」)は約5万人と推計される。
- ひきこもりになったきっかけは、仕事や就職に関するもののほか不登校もある。
- 本人や家族の問題だけではない将来的に公的扶助が増大する恐れのある社会問題であり、回復までに長期間を要する青少年問題である。
- 再チャレンジを支える仕組みと支援者が必要である。

ひきこもりと不登校

不登校とは、もともと学校もしくは登校をめぐる激しい葛藤をともなった欠席状態を意味しており、不登校のうちにはひきこもりとの関連性が強い一群がいます。文部科学省の不登校の定義は「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」となっています。

ひきこもりとニート

「ニート」とは、「Not in Education, Employment or Training」の頭文字(NEET)からくる英国での造語で、直訳すると「就業、就学、職業訓練のいずれもしていない人」です。

日本では、労働経済白書において、若年無業者として「年齢15歳～34歳に限定し、非労働力人口のうち家事も通学もしていない者」と定義しています。

ひきこもりについては、少なくとも半年以上は社会参加ができずにいる状態にあり、かつ、社会生活の再開が著しく困難になって精神保健・福祉・医療等の支援対象となる状態であるため、支援の必要性の深刻度という視点から、用語を使い分ける必要性があります。しかし同時に、ニート状態の人の中には、ひきこもり問題を抱え、専門的な支援を要する人が少なからず含まれているとされています。

ひきこもりと精神疾患

ひきこもりと関連の深い精神疾患の主なものとしては、広汎性発達障害、強迫性障害を含む不安障害、身体表現性障害、適応障害、パーソナリティ障害、統合失調症などがあります。

これらの精神疾患の大半は、ひきこもりを引き起こす要因の一つとなった一次性的のものと考えられますが、ひきこもり状態の中で発症した二次性的のものも含まれています。例えば、うつ病性障害は、ひきこもりの原因になる事例が大半ですが、中にはひきこもり状態が長期化する過程で発症する事例もあるとされています。

ひきこもりと発達障がい

精神保健福祉センターでのひきこもり相談来訪者の調査において、一部の来訪者について、発達障がいの診断がついたという報告もあり、発達障がいとひきこもりの間にも親和性があるのではないかとされています。

発達障がいと認められる青少年の支援にあたっては、発達障がいの認知特性に適合した指導プログラムや生活・就労支援が必要です。

ひきこもりと就労

就労は、自己実現や人の役に立ちたいという、自分の持つ能力や可能性を最大限に発揮し、具現化したいと思う高度な欲求です。健常な状況においては、すべての行動の動機が、この欲求に帰結されます。

ストレスに対する一種の反応として、一旦「ひきこもる」という行動に入ると、長期化しやすいだけでなく、第三者との関わりをなくして、社会に出ていくことは困難になります。

さらに、就労や就学以外に選択肢を認めない、将来はないという価値観が優勢な環境においては、ますます援助を求めることができずに孤立していくことになります。

このため、ひきこもり支援の初期段階においては、就労をゴールとして設定するのではなく、本人の抱えている課題を見極めた上で、まずは家庭の中で安心できる環境を保障し、家族間での会話を取り戻します。そして少しずつ他者との関係性を広げていくことを優先します。自分への信頼や肯定感を回復させることが当初の目標です。

その後の支援の結果、本人の社会参加や社会的自立への意欲が醸成された段階で、ようやく就労へ向けた目標を設定するというステップへと進みます。

CHECK 2 民生委員・児童委員の みなさんへ期待すること

ちょっとその前に。

発見と情報収集

家庭で暴力や非行行為等があれば、近隣住民の方など周りの人が早めに状況を把握する場合があります。しかし、ひきこもりは、密かに進行していることが多く、そのような場合、外部からは、なにも問題が起こっていないように見えます。そのため、民生委員・児童委員の役割が必要になってきます。

「発見」と「誘導」

ひきこもり問題に対し、民生委員・児童委員の皆様は以下の役割を果たすことが期待されています。

- ひきこもりの問題を抱える家族を発見する
- 適切な相談支援機関・専門的支援等につなげる

STEP 1 発見と情報把握

日頃の活動を通じて、ひきこもりの問題を抱える家族に関わる情報や状況の把握に努めます。

ひきこもりの問題を抱える



本人や家族に気付いたら

STEP 2 相談支援機関への誘導

- ひきこもりの問題を抱える家族(場合によっては本人)に、別冊の脱出ガイドブックをお渡しください。
- 民生委員・児童委員として、できる範囲で「ひきこもりの家族への支援」を行ってください。



ひきこもりの家族への支援について

- ひきこもり支援においては、できるだけ早期に支援の現場にアクセスすることはもちろん、周囲の人々のひきこもりへの正しい理解と温かいまなざしが必要です。
- 家族の抱え込みを解消するために、家族の話に耳を傾け、これまでの努力をねぎらい、今困っていることへの対応やどんな気持ちなのかを共に考えましょう。
- これまでの育て方を否定したり、ひきこもりの原因を探すことに目を向けずに、これから取り組めることや適切な相談支援機関を家族とともに見出していくことが大切です。
- 活動の際には偏見を持たず、受容的な態度で接して、安心感を与えるように心がけましょう。
- 一緒に考えるという姿勢を持って、定期的に短いサイン(情報・声かけ)を届けましょう。

ポスティングについて

- ひきこもりの問題を抱える家族(場合によっては当事者)との面会が難しい場合、ポスティング(ひきこもりの問題を抱える家庭の自宅に手紙をお入れする)をする方法があります。
- 定型の書式を印刷したものをポスティングしても構いませんが、できるだけ手書きの手紙で行いましょう。ひとりひとりへ温かみをもって働きかけることが、ひきこもりから脱出するための一歩つながります。
- 手紙を作成する際には、次ページの文面をご参照ください。



■■■■ 様

はじめまして。

私は△△市の民生委員・児童委員の○○ ○○と申します。

どんなことでも構いませんので、困っておられることがあれば

ご相談ください。民生委員・児童委員は、非常勤の特別職・地方公務員

なので守秘義務があります。ご相談の内容を他の方には漏らしません。

同性の民生委員・児童委員を紹介することもできます。

相談に費用はかかりませんので、お気軽にご連絡くださいね。

(名前)○○ ○○ (連絡先)XXX-XXXX-XXXX

参考文献

- 1) 内閣府政策統括官, 2010, 『若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する意識調査)報告書』
- 2) 齊藤万比古, 2010, 『ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン』厚生労働科学研究費補助金(こころの健康科学研究事業)「思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究」



民生委員・児童委員のみなさんへの専門家からの期待

ニート・ひきこもり支援を行う専門家おふたりに、民生委員・児童委員の皆様をお願いしたい支援のあり方を伺いました。



田中俊英さん(NPO法人青少年自立支援施設淡路プラッツ代表)

ひきこもりの問題に関して、これまでさまざまなケースに向き合ってきましたが、親子関係が断絶していて自室に閉じこもって一切出てこないなど、極端なひきこもり状態になってる人は全体の5%ほどです。本人が家族と会える状態で、外出もしている人が大多数。

問題をケースにわけて見る場合、短期的なものなのか長期化しているものなのか、家族や誰かと会えているのかいないのか、外に出る機会があるのかないのかなど、さまざまな見方があります。ケースは問題の数だけあって、中には70歳の親・50歳の当事者のケースなどもあります。



白井智子さん(NPO法人トイボックス代表)

家族に会えないケースは、公的機関が立ち入らないとアプローチのしようがない場合もあります。家族が本人に会えないケースもあります。誰かと会えているという事実があれば、その相手へのアプローチも考えられます。



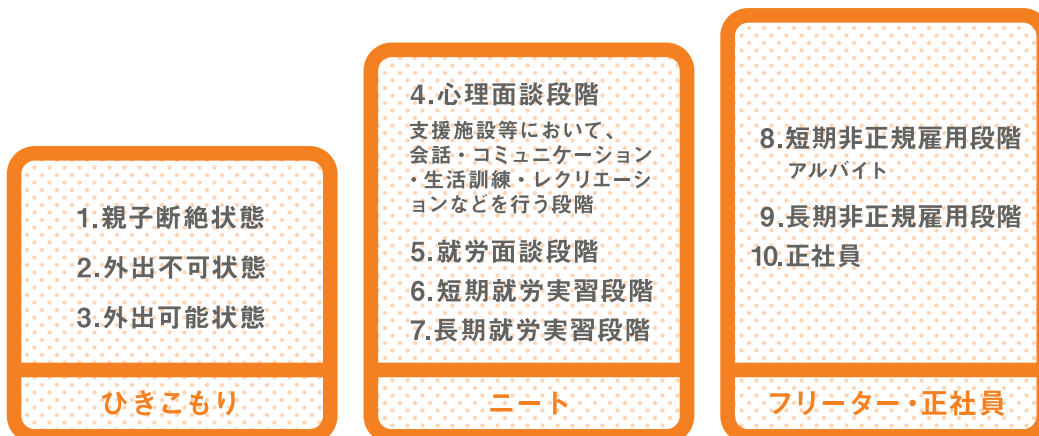
田中さん

家族が亡くなって本人が孤立化していくケースも、今後増えていくかもしれません。ひきこもりになった背景を捉えていくのはとても難しいことです。

淡路プラッツでは、ニート・ひきこもりを「ひきこもりからニートへうつる10段階のスマールステップ」にわけて支援にあたっています。

ひきこもりは、完全に潜伏しているケースもあります。孤立して一人だから、劇的な事件が起こらない限り発見されないこともあります。

10段階のスマールステップ





白井さん

ひきこもりの問題は、それぞれどのような背景があるかわからないので、まずは民生委員・児童委員のみなさんには、支援機関に連絡・相談をしていただくのが理想の形ですね。

地域で何か問題を抱えた家族を見つけたら、「見守ってほしい」という一報を支援機関に入れていただだけでも大きな支援になります。



田中さん

そしてまずは大前提として、ひきこもり問題を深く理解していただくことが最初のステップだと感じます。



白井さん

深刻なケースの場合、家族や本人への直接的な支援は、必ず専門性が必要になります。そこは専門機関の役割になるので、民生委員・児童委員のみなさんには自分が直接的に働きかけるのではなく、適切な機関につなげてもらう、相談してもらうのが一番です。地域のアンテナのような存在になっていただきたいですね。



田中さん

民生委員・児童委員のみなさん自身が、頼れる・しっかりと相談できる関係機関とのつながりを築いていることがとても大切になりますね。

地域の情報やつながりをお持ちなのは民生委員・児童委員のみなさんに他なりません。そのみなさんと専門機関がしっかりと連携し合うことが地域にとっても大変大きな力になりますね。保健所・子ども家庭センター・精神保健福祉センター・地域の診療所やクリニック・支援NPOなどたくさんの専門機関があります。



白井さん

専門機関が、いかに民生委員・児童委員のみなさんの情報を吸い上げていくかという社会的なシステムを行政がつくっていくことも大事です。ぜひさまざまな問題解決のために、これからもお力添えいただけるとうれしいですね。





TOSHIHIDE TANAKA

1964年生まれ。編集者、

不登校の子供たちへのボランティア活動を経

て、1996年に不登校やひきこもりの青少年への訪問活動

を中心とした個人事務所「ドーナツトーク社」を設立。2000年か

ら、不登校・ひきこもりの支援団体である「淡路プラッツ」でスタッフとし

て働く。2002年、代表に就任。2003年、大阪大学大学院文学研究科博士

前期課程(臨床哲学)を修了。著書に『「ひきこもり」から家族を考える～動き

出すことに意味がある』(岩波ブックレット739)。共著に『「待つ」をやめるとき

ー「社会的ひきこもり」への視線』(さいろ社、2005年)、『分岐点に立つひきこも

り』(ドーナツトーク社、2005年)。主な論文に『青少年施設のペースステーショ

ンー「自己／他者」「決定」「責任」をキーワードに』(川田都樹子編『「いま」を

読むー消費至上主義の帰趨』人文書院、2007年)。

田中俊英

NPO法人
青少年自立支援施設
淡路プラッツ代表

TOMOKO SHIRAI

1972年生まれ。4～8歳までを豪・シドニーで過ごす。1995年東京大学法学部卒業後、松下政経塾に入塾し、教育改革をテーマに国内外の教育現場を調査。2003年「NPO法人トイボックス」設立。大阪府池田市より委託を受け、「市立山の家」にて、不登校・いじめ・ひきこもり・非行・発達障がいなど、様々な課題を抱えた子どものためのスクールおよび相談機関を開設。「スマイルファクトリー」校長として、親も子ども笑顔にするためのサポート活動を続けている。2007年4月通信制高校と連携し高校卒業資格がとれる「スマイルファクトリーハイスクール」を併設。内閣府「新しい公共」推進会議委員、文部科学省中央教育審議会青少年体験活動推進部会委員等をつとめる。



白井智子

NPO法人
トイボックス代表



CHECK 3

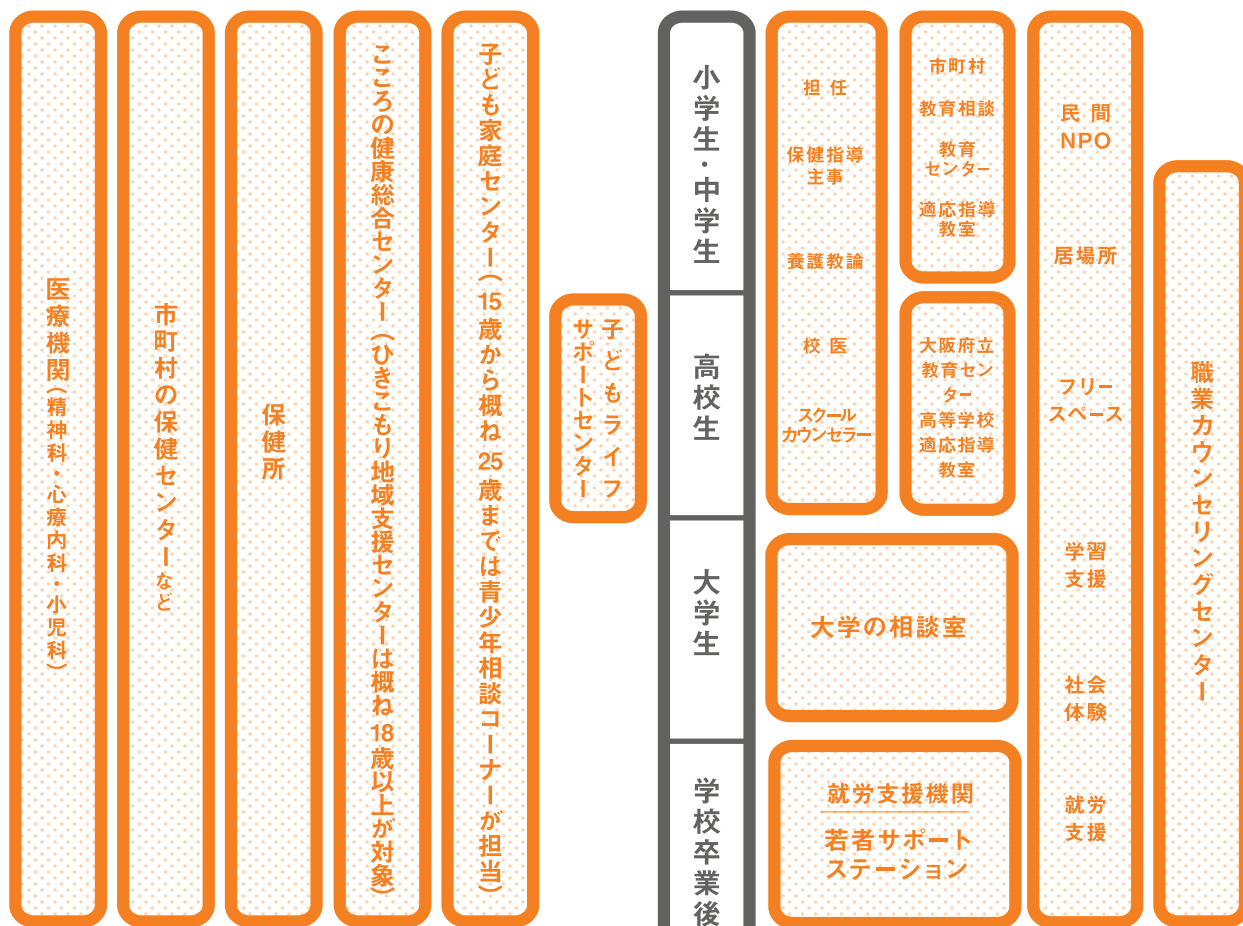
ちょっとその前に。

相談支援機関

年齢に応じた支援と相談支援機関

ひきこもりといっても、小学生のひきこもりと学校卒業後のひきこもりでは必要とされる支援や使用する相談支援機関が異なります。そこで、年齢に応じて必要となる相談支援機関をまとめてみました。

ひきこもりの相談支援機関



相談支援機関一覧

各機関の役割も参考にさせていただいて、ひきこもりの問題を抱えている家族(場合によっては本人)に相談支援機関をご紹介します。

迷われたら、適当と思われる機関に思い切って相談してください。

保健福祉センター・保健所など

大阪市こころの健康センター、堺市こころの健康センター、大阪府こころの健康総合センター

都道府県と政令指定都市に設置された精神保健福祉センターで、医師や精神科ソーシャルワーカーなどさまざまな専門職種の職員が配置されています。

保健所などへの指導や援助を行うほか、ひきこもりなど住民のこころの健康に関する相談事業を行っています。

大阪市保健福祉センター

大阪市では、各区に保健福祉センターを設置し、市民に身近なサービスの提供を行っています。

大阪市こども相談センター

大阪市中央児童相談所と教育センターの教育相談部門が統合した大阪市こども相談センターでは、子どもに関わる総合的な相談を受け付けています。

堺市ユースサポートセンター

堺市ユースサポートセンター(子ども・若者総合相談センター)では、ひきこもり、不登校、ニート、非行などの困難を抱える子ども・若者やその保護者、関係者からの相談に対応しています。

保健所

健康の保持及び増進に関する事業等を行っています。

大阪府の保健所では、こころの健康に関する相談事業を行っています。

大阪府子ども家庭センター(児童相談所)

不登校、家庭内暴力、児童虐待など、子どもや家庭に関する問題について相談を受け付けています。

大阪府の子ども家庭センターでは、青少年相談コーナーにおいて、概ね15歳から25歳までの青少年とその家族への相談事業を行っています。

大阪府立子どもライフサポートセンター(児童自立支援施設)

中学校卒業から18歳までの社会的養護(不登校・ひきこもり等様々なニーズに対する支援)が必要な児童に対して、入所または通所による集団生活を通して、進学や就職など社会的な自立に向け必要な支援を行っています。

また、ケースワーカー、心理職等による社会的ひきこもりの専門電話相談「ひきこもり相談専用電話ふれあいダイヤル」(概ね18歳未満の本人・保護者・関係者対象)を実施しています。

枚方公園青少年センター(枚方市民の方を対象)

枚方公園青少年センターは、青少年に学習と憩いの場を与え、青少年の仲間づくりと活動を助成し、健全な育成を図ることを目的に設けられた施設です。

■ 大阪市にお住まいの方

大阪市こころの健康センター

相談窓口：月～金曜日 / 10時～12時
電話番号：06-6923-0090
(電話相談後、必要に応じ面接・訪問します)

北区保健福祉センター

電話番号：06-6313-9968
所在地：大阪市北区扇町2-1-27

都島区保健福祉センター(分館)

電話番号：06-6882-9968
所在地：大阪市都島区中野町5-15-21

福島区保健福祉センター

電話番号：06-6464-9968
所在地：大阪市福島区大開1-8-1

此花区保健福祉センター

電話番号：06-6466-9968
所在地：大阪市此花区春日出北1-8-4

中央区保健福祉センター

電話番号：06-6267-9968
所在地：大阪市中心区久太郎町1-2-27

西区保健福祉センター

電話番号：06-6532-9968
所在地：大阪市西区新町4-5-14

港区保健福祉センター

電話番号：06-6576-9968
所在地：大阪市港区市岡1-15-25

大正区保健福祉センター

電話番号：06-4394-9968
所在地：大阪市大正区千島2-7-95

天王寺区保健福祉センター

電話番号：06-6774-9968
所在地：大阪市天王寺区真法院町20-33

浪速区保健福祉センター

電話番号：06-6647-9968
所在地：大阪市浪速区敷津東1-4-20

西淀川区保健福祉センター

電話番号：06-6478-9968
所在地：大阪市西淀川区御幣島1-2-10

淀川区保健福祉センター

電話番号：06-6308-9968
所在地：大阪市淀川区十三東2-3-3

東淀川区保健福祉センター

電話番号：06-4809-9968

所在地：大阪市東淀川区豊新2-1-4

東成区保健福祉センター

電話番号：06-6977-9968

所在地：大阪市東成区大今里西2-8-4

生野区保健福祉センター

電話番号：06-6715-9968

所在地：大阪市生野区勝山南3-1-19

旭区保健福祉センター

相談窓口：06-6957-9968

電話番号：大阪市旭区大宮1-1-17

城東区保健福祉センター

電話番号：06-6930-9968

所在地：大阪市城東区中央3-4-29

鶴見区保健福祉センター

電話番号：06-6915-9968

所在地：大阪市鶴見区横堤5-4-19

阿倍野区保健福祉センター

電話番号：06-6622-9968

所在地：大阪市阿倍野区文の里1-1-40

住之江区保健福祉センター

電話番号：06-6682-9968

所在地：大阪市住之江区御崎3-1-17

住吉区保健福祉センター

電話番号：06-6694-9968

所在地：大阪市住吉区南住吉3-15-55

東住吉区保健福祉センター

電話番号：06-4399-9968

所在地：大阪市東住吉区東田辺1-13-4

平野区保健福祉センター

電話番号：06-4302-9968

所在地：大阪市平野区背戸口3-8-19

西成区保健福祉センター

電話番号：06-6659-9968

所在地：大阪市西成区岸里1-5-20

大阪市こども相談センター

電話番号：06-4301-3100

所在地：大阪府中央区森ノ宮中央1-17-5 (18歳未満のこどもに関わること)

■ 堺市にお住まいの方

堺市こころの健康センター

(平成24年4月2日以降)

相談窓口：(代表)月～金曜日 / 9時～17時半 (専用)月～金曜日 / 10時～12時

電話番号：(代表)072-245-9192 (専用)072-241-0880

所在地：堺市堺区旭ヶ丘中町4-3-1堺市立健康福祉プラザ3階

(平成24年3月30日まで)

電話番号：(代表)072-258-6646 (専用)072-258-2002

所在地：堺市北区新金岡町5-1-4北区役所5階

堺市ユースサポートセンター

相談窓口：月～金曜日 / 9時～17時半

電話番号：072-229-3900

所在地：堺市堺区熊野町東4-4-19平成ビル601

■ その他の地域にお住まいの方

大阪府こころの健康総合センター

相談窓口：(平日)月～金曜日 / 10時～12時

電話番号：06-6697-2750

ひきこもり地域支援センター 事業相談窓口

池田保健所

電話番号：072-751-2990

所在地：池田市満寿美町3-19

所管：池田市、豊能町、能勢町、箕面市

豊中保健所

電話番号：06-6849-1721

所在地：豊中市中桜塚4-11-1

所管：豊中市

吹田保健所

電話番号：06-6339-2225

所在地：吹田市出口町19-3

所管：吹田市

茨木保健所

電話番号：072-624-4668

所在地：茨木市大住町8-11

所管：茨木市、摂津市、島本町

枚方保健所

電話番号：072-845-3151

所在地：枚方市大垣内町2-2-2

所管：枚方市

寝屋川保健所

電話番号：072-829-7771

所在地：寝屋川市八坂町28-3

所管：寝屋川市

守口保健所

電話番号：06-6993-3131
所在地：守口市梅園町4-15
所管：守口市、門真市

四條畷保健所

電話番号：072-878-1021
所在地：四條畷市江瀬美町1-16
所管：四條畷市、交野市、大東市

八尾保健所

電話番号：072-994-0661
所在地：八尾市清水町1-2-5
所管：八尾市、柏原市

藤井寺保健所

電話番号：072-955-4181
所在地：藤井寺市藤井寺1-8-36
所管：藤井寺市、羽曳野市、松原市

富田林保健所

電話番号：0721-23-2681
所在地：富田林市寿町3-1-35
所管：富田林市、河南町、太子町、千早赤阪村、
河内長野市、大阪狭山市

和泉保健所

電話番号：0725-41-1342
所在地：和泉市府中町6-12-3
所管：和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町

岸和田保健所

電話番号：072-422-5681
所在地：岸和田市野田町3-13-1
所管：岸和田市、貝塚市

泉佐野保健所

電話番号：072-462-7701
所在地：泉佐野市上瓦屋583-1
所管：泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、
田尻町、岬町

大阪府池田子ども家庭センター

電話番号：072-751-2858
所在地：池田市満寿美町9-17
所管：池田市、豊中市、箕面市、豊能町、
能勢町

大阪府吹田子ども家庭センター

電話番号：06-6389-3526
所在地：吹田市出口町19-3
所管：吹田市、茨木市、高槻市、摂津市、
島本町

大阪府中央子ども家庭センター

電話番号：072-828-0161
所在地：寝屋川市八坂町28-5
所管：守口市、寝屋川市、枚方市、大東市、
門真市、四條畷市、交野市

大阪府東大阪子ども家庭センター

電話番号：06-6721-1966
所在地：東大阪市永和1-7-4
所管：東大阪市、八尾市、柏原市

大阪府富田林子ども家庭センター

電話番号：0721-25-1131(代表)
所在地：富田林市寿町2-6-1
所管：富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、
藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、
千早赤阪村

大阪府岸和田子ども家庭センター

電話番号：072-445-3977
所在地：岸和田市宮前町7-30
所管：岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、
和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、
熊取町、田尻町、岬町

大阪府立子どもライフサポートセンター

相談窓口：月～金曜日 / 10時～17時
電話番号：072-298-3595 ひきこもり相談専用電話 ふれあいダイヤル
所在地：堺市南区城山台5-1-5

枚方公園青少年センター（枚方市にお住まいの方）

相談窓口：第1月曜日（17時～19時50分） / 第3月曜日（15時～18時50分）
電話番号：電話予約受付 9時～17時（第4月曜日と年末年始を除く）072-844-7830（予約専用）
所在地：枚方市伊加賀東町6-8
相談時間：1人1回50分程度
メール予約：sodan7830@city.hirakata.osaka.jp
（対象は概ね26歳までの青少年及び保護者等）

地域若者サポートステーション

地域若者サポートステーションでは、「働きたいがどうしてもいいかわからない」「空白があって社会参加に自信がない」「なかなか仕事が長続きしない」など、就労について悩みをもつ概ね15歳から39歳までの若者と家族への相談支援を行っています。

個別相談に加え、グループ体験、職場見学、就労体験の他、講演会やセミナーの開催なども実施しています。

大阪市若者サポートステーション

電話番号：06-6328-0550
所在地：大阪市東淀川区東中島1-13-13 大阪市立青少年センター「KOKOPLAZA」3F

大阪府若者サポートステーション

電話番号：06-4794-7266
所在地：大阪府中央区北浜東3-14 エル・おおさか11F

北大阪若者サポートステーション

電話番号：072-696-8060
所在地：高槻市大畑町12-1 プチプラザ摂津地下1F

東大阪若者サポートステーション

電話番号：06-6787-2008
所在地：東大阪市高井田元町2-4-6 岸田興産ビル

枚方若者サポートステーション

電話番号：072-841-7225
所在地：枚方市新町2-1ホース・フレンズ 枚方セラピー牧場内

南大阪若者サポートステーション

電話番号：072-464-0002
所在地：泉佐野市下瓦屋222-1 泉佐野人権文化センター 2F

平成23年度大阪府ひきこもり青少年支援事業実施団体

ひきこもりの支援拠点施設として、臨床心理士、精神保健福祉士等の専門家を配置し、相談活動や状態に応じた居場所や体験活動などの支援メニューの提供を行っています。

また、市町村をはじめとする関係機関とのネットワーク構築に取り組んでいます。

特定非営利活動法人おおさか若者就労支援機構

電話番号：072-464-0002

所在地：泉佐野市下瓦屋222-1泉佐野人権文化センター 2F

特定非営利活動法人青少年自立支援施設淡路プラッツ

電話番号：06-6324-7633

セカンドプラッツ：茨木市駅前3-6-14

所在地：大阪市東淀川区下新庄1-2-1 (茨木市での支援拠点) 美術サロンギャラリー福寿草

社会福祉法人つむぎ福祉会

電話番号：06-6787-2008

所在地：東大阪市高井田元町2-4-6岸田興産ビル

民間支援機関

大阪府内には、ひきこもり青少年への支援をはじめ、さまざまな支援活動を独自に行っている民間支援機関があります。活動時間や支援内容等はそれぞれの機関で異なります。

各機関の支援内容や費用等については、各機関に直接ご確認ください。

A'ワーク創造館

(有限責任事業組合大阪職業教育共同機構)

電話番号：06-6562-0410

所在地：大阪市浪速区木津川2-3-8

特定非営利活動法人大阪虹の会

電話番号：072-265-2021

所在地：高石市加茂1-20-2
グリーンモールたかいし1F

特定非営利活動法人暮らしづくり ネットワーク北芝

電話番号：072-720-6630

所在地：箕面市萱野2-11-4芝楽2F

特定非営利活動法人子ども・若もの 支援ネットワークおおさか

電話番号：0721-55-2959

所在地：富田林市山中田町2-15-27

**特定非営利活動法人情報センター
ISIS大阪**

電話番号：072-844-0399
所在地：枚方市伊加賀寿町1-1-201

**特定非営利活動法人
ソル・ライフ・ネット**

電話番号：06-6777-1141
所在地：大阪市天王寺区上本町8-7-25(事務所)

大東市野崎地域人権協議会

電話番号：072-879-8810
所在地：大東市野崎1-24-1
大東市立野崎人権文化センター内

特定非営利活動法人高槻オレンジの会

電話番号：06-6339-6328
所在地：吹田市千里山東1-9-19-2F
(関西大学正門前通り)

特定非営利活動法人日本スローワーク協会

電話番号：072-694-3607
所在地：高槻市富田町1-13-1
ウエストビル5Fカフェ commons

**特定非営利活動法人
ニュースター事務局関西**

電話番号：072-694-3933
所在地：高槻市富田丘町6-15

**特定非営利活動法人
ネクストステージ大阪LLP**

電話番号：06-6772-0776
所在地：大阪市天王寺区北河堀町8-18
矢野紙器株式会社内

特定非営利活動法人フルハウス

電話番号：06-6339-6760
所在地：吹田市山田西4-14-1-1103

特定非営利活動法人フレンドスペース

電話番号：06-6351-1927
所在地：大阪市都島区綱島町1-10
大和シャレービル2F

特定非営利活動法人み・らいず

電話番号：06-6683-5533
所在地：大阪市住之江区南加賀屋4-4-19-3F

特定非営利活動法人ユース・ラボ21

電話番号：072-673-8156
所在地：高槻市城北町1-10-5-101

本冊と合わせてお渡ししている別冊には
過去にひきこもりの経験をもちながらも
現在は社会復帰し、輝く若者の事例をまとめました。

民生委員・児童委員の皆様には、日頃の活動を通じて、
ひきこもっている本人や家族に気付いた場合に
具体的な支援につなげるため、
別冊の脱出ガイドブックを
ご家族へお渡しいただくことをお願いします。



本ガイドブックは、レイブル応援プロジェクト大阪一丸の公式ホームページから
ダウンロード・印刷できます。どうぞご利用ください。

レイブル応援プロジェクト大阪一丸

<http://osaka1gan.jp>

